

「しあわせ大国・津山」の実現を目指して

津山市行財政改革大綱

- 第 8 次津山市行財政改革 -

平成 18 年 10 月 6 日

津山市行財政改革推進本部

津山市行財政改革大綱（第 8 次）

新たな行財政改革の必要性

1 これまでの取組

本市では、最少の経費で最大の効果をあげ、効果・効率的な行政経営を行うため、昭和 56 年度の「行財政改革審議会」の答申に基づく、3 年間の取組「第 1 次行財政改革（昭和 57 年度～59 年度）」に着手して以来、平成 17 年度まで、過去 7 次にわたって改革に取り組んでまいりました。減量経営を目指しての減量型行財政改革を中心とした当初の取り組みから、バブル経済の崩壊を契機として今日に至る時代の転換期には、地域の活性化を目指した活性型行財政改革の考え方を導入してまいりました。

平成 14 年度から平成 17 年度までの第 7 次行財政改革では、「開かれた市政と市民との協働によるまちづくり」「行政運営の改革」を 2 大テーマとして、地域経営システムと行政運営システムの改革に取り組み、概ね計画どおりの成果をあげています。

2 行財政改革の背景

近年、少子高齢・人口減少社会の到来、不況と雇用問題、IT 革命、地球環境問題など同時多発的な社会問題化や、成熟社会の進展に伴う価値観の多様化による市民ニーズの増大など、行政課題が噴出していきます。

一方、今日では、景気回復のきざしはみられるものの、長期にわたる景気の低迷による税収減と、国と地方の税財政改革（いわゆる三位一体改革）による歳入構造の不安定化など、財政は極めて深刻な状況にあります。歳入・歳出のミスマッチ構造が進行する中で、今、津山市は「自己決定・自己責任」を基調とする地方分権時代に即した「持続可能な自治体経営」を迫られています。

このような状況の中で、本市が目指している「しあわせ大国・つやま」を実現するため、限られた経営資源を最大限活用しながら、より良い市民サービスを効果・効率的に行う「行政経営」の考え方を全職員が認識し、職員一人ひとりが明確なコスト意識・サービス精神を持って行財政改革を進め、市民の期待に応えていくことが求められています。

また、「市民ができることは市民の手で」といった市民の力が主体的に発揮される社会を構築し、地域の課題解決や個性豊かな地域づくりに自主的に取り組めるよう、共創・協働によるまちづくりを進めなければなりません。

行財政改革の基本理念

「しあわせ大国・つやま」の実現

「しあわせ大国・つやま」の実現を目指して、行政・市民一体となって新たな行財政改革を推進します。

行財政改革の実行及び期間

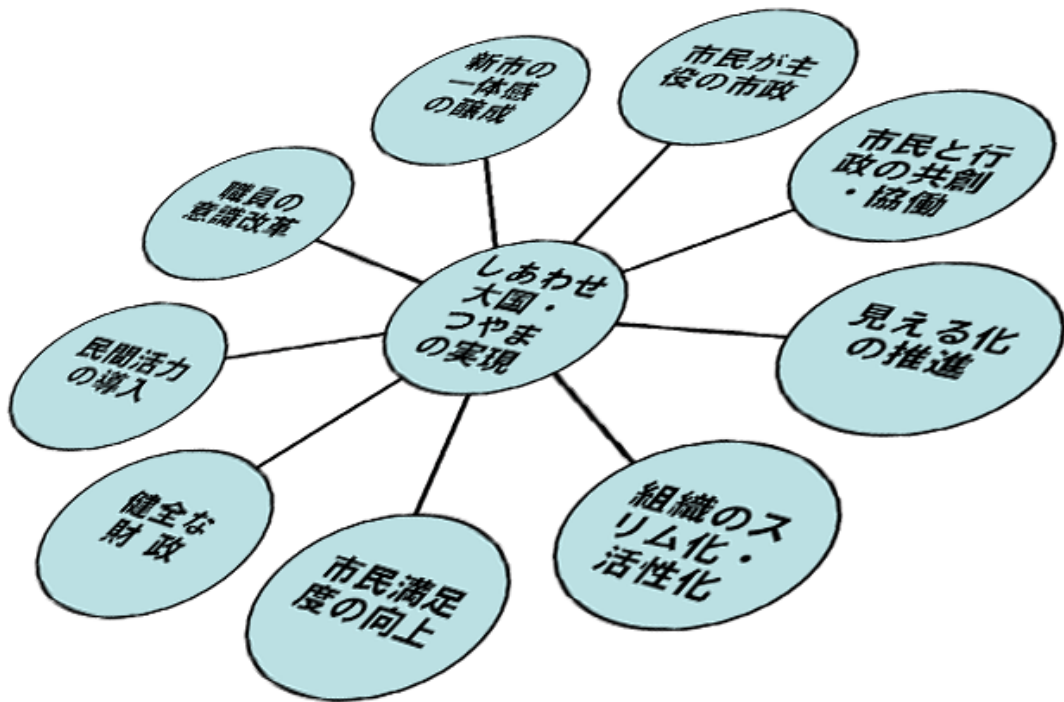
第 8 次津山市行財政改革大綱及び実行計画は、津山市行財政改革推進委員会による「津山市行財政改革の方策について」の答申を踏まえて、行財政改革推進本部が策定し、全庁体制で効率的

かつ計画的に実行するものとします。

その期間は、津山市行財政集中改革プラン（平成 18 年 3 月策定）の終了時期に合わせ、平成 18 年度から平成 21 年度の 4 年間とします。

行財政改革の進むべき方向

本市が目指している「しあわせ大国・つやま」を実現するためには、行財政改革に果敢に取り組み、市民の期待に応えることが求められています。



1 市民が主役の市政

厳しい行財政改革の取組が求められる中、今まさに津山に元気と誇りを呼び起こすときであり、明るい未来を切り開いて行くことが求められています。そのため、市民が主役の市政を目指します。

2 市民と行政の共創・協働

行政と市民の役割を明確にし、共創・協働のまちづくりを推進します。市民にできることは市民の手による企画・実行を求め、行政が支援するというスタイルで地域の再活性化を図っていきます。

3 新市の一体感の醸成

平成 17 年 2 月に 1 市 3 町 1 村が合併し、行政組織の一体化は進んでいるものの、新生津山市民としての早期一体化は喫緊の課題であり、より一層の一体感の醸成を目指します。

4 見える化（わかりやすく公表すること）の推進

市民の行政への理解・関心を高め、信頼関係を構築するため、市民目線に立ったわかりやすい言葉を使つての情報公開を進めます。

5 職員の意識改革

事務事業遂行について前例踏襲主義を改め、行財政改革に積極的に取り組むよう職員の意識改革に努めます。

6 組織のスリム化・活性化

「効果・効率的な行政経営」の視点から、コスト重視の経営感覚で事務事業の見直しを行い、組織のスリム化・活性化を図ります。

7 民間活力の導入

民間に委ねることができる事務事業については、「民間にできることは民間に」を基本に、民間の資本や技術を可能な限り活用していきます。

8 健全な財政

健全財政を実現するため、自主財源の確保を図るとともに、経費の節減に努め、ムダ・ムラ・ムリのない行政経営を行います。

9 市民満足度の向上

市民ニーズを的確に把握して、事務手続きの簡素化・迅速化・効率化を図るなど、市民サービスの質を向上させ、サービスを受ける市民の満足度向上に努めます。

行財政改革の具体的方策

「しあわせ大国・つやま」の実現を目指して、「共創・協働によるまちづくり」、「簡素で効果・効率的な行政経営」、「財政健全化の実現」を3つの柱として進めます。

歳出抑制の努力や事務改善の積み上げにとどまらず、行政経営システムそのものに対する、抜本的で聖域なき改革を、4年間で集中的に行います。



1 共創・協働によるまちづくり

(1) 共創・協働推進のための体制確立

「市民にできることは市民の手で」といった、市民の力が主体的に発揮される社会を構築し、市民がそのもてる力を最大限に発揮し、地域の課題解決や個性豊かな地域づくりに自主的に取り組んでいける体制づくりを進めます。

互いの役割分担と責任分野を明確にしながら、パブリックコメント制度などを通じて政策形成過程の透明性、公正性の向上を図ります。パブリックコメントの結果などを公表することにより、市民への説明責任を果たしていきます。

また、第4次総合計画を実現するとともに、合併後の一体感の醸成を図っていきます。



(2) 見える化（行政の透明性の向上）の実行



議事録や計画の内容などを、市民の目線に立った「わかりやすい言葉」で情報公開し、市民との問題意識の共有化を図ります。また、ICTを活用して、コミュニケーション手段の多様化を進めます。

見える化...情報を公開する場合に、わかりやすく市民に説明すること

I C T...インターネット、携帯電話、デジタル放送などを活用して多様なコミュニケーションの実現を図ること

2 簡素で効果・効率的な行政経営

(1) 事務事業の見直し・経費の節減

より少ない費用で最大の効果をあげるため、徹底した事務事業の見直しを行います。すべての事務事業について、必要性や重要度の観点で、ゼロベースから見直しを行い、ムダな経費の節減を行います。また、行政の責任の範囲を明確にして行政効果を精査し、補助金については補助率の見直しや終期の設定を行うなどの検討を行います。事業評価制度を充実させ、成果志向型の政策選択を行うことにより、ムダ・ムラ・ムリのない効果・効率的な行政経営に取り組みます。



(2) 民間委託等の推進

「民間にできることは民間に」を基本に、民間活力導入計画を策定し、現業部門（清掃・給食・校務・車両運転等）や公務員でなくても民間で担える業務の民営化の推進、公の施設（福祉・体育・社会教育施設等）の管理運営への指定管理者制度の導入を図ります。また、公共施設の整備におけるPFIや不動産リース方式の採用や、公共サービスにおける市場化テストについての調査研究を行い、実施に向けて検討します。



P F I...公共施設等の建設、維持管理、運営等について民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること
市場化テスト...公共サービスについて官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れたものが、そのサービス提供を担うこと

(3) 定員管理および給与の適正化等



組織規模と職員配置の適正化を図るため定員適正化計画を策定し、組織のスリム化と活性化を図ります。合併本来の目的に沿った支所の見直しを行い、市町村合併に伴う効果を最大限発揮できるよう努めます。また、給与（手当）について見直しや廃止を行うとともに、時間外手当の削減を図ります。

さらに、職員の能力を発揮できるための組織の再編整理を進め、地方分権型社会システムに対応した機能的な組織・機構を確立します。あわせて、職員の能力評価や業績評価を、給与面での処遇に反映するための人事評価システムの導入を図ります。

(4) 人材育成等の推進

行財政改革が推進できるよう職員の徹底した意識改革を促します。また、地方分権型社会システムを担うことのできる職員の養成や信頼と好感をもたれる市役所にするため、計画的な研修の実施や自己啓発の推奨を通して、職員の資質の向上を図ります。



(5) 市民満足度の向上

総合窓口の設置を検討するなど、市民の利便性を高め、市民サービスの向上に努めます。市民満足度を調査するとともに、それらを効果的に活用する仕組みづくりを進めます。



3 財政健全化の実現

(1) 財政の健全化

三位一体改革による地方交付税、補助金の大幅な減少に備えて、自主財源確保に努めるとともに、徹底した歳出抑制を図ります。特に自主財源の大部分を占める市税等の収納額・収納率については、市税等収納率向上計画を策定し、財政健全化に取り組みます。

また、有効活用されていない未利用地等の売却、使用料および手数料の適正化や、広報紙・ホームページ等へ商業広告等を導入して収入の確保に取り組みます。さらに、入札制度について見直しを行い、経費の縮減や、透明化を進めていきます。



(2) 地方公営企業・外郭団体・第三セクター等の見直し

市からの人的、経済的な関わりを抜本的に見直し、各団体の自主的・自立的な経営を促します。また、経営状況の総点検を行い、経営健全化計画を策定して健全化を推進します。



数値目標と進行管理

1 目標の数値化

すべての改革項目について目標を定め、数値化を図ることとします。特に次の指標については、最重要項目として取り組み、職員一丸となって行財政改革を推進します。

「経常収支比率」「実質公債費比率」「市税等収納額・収納率」「職員定数」
「行財政効果額」



2 進行管理

平成18年度から21年度の間、各年度の取組について数値目標による進行管理を行い、公表します。また、未達成項目については、原因や見直し方法についても公表し、達成できるよう努めることとします。



経常収支比率...財政の弾力性（ゆとり）を見るための指標。用途を制限されない経常的な収入（市税などの毎年収入される性質の収入）に対する経常的な支出財源（人件費などの毎年経常的に支出する財源）の割合が低いほど、財政的にゆとりがあり、状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

実質公債費比率...財政の健全性を見るために定められた新しい指標。平成18年度から地方公共団体の自主性を高める観点から、地方債の許可制度が廃止され、協議制になりました。実質公債費比率が18%未満の地方公共団体は、県知事に協議し、同意されれば地方債を発行できますが、18%以上の地方公共団体は、これまでどおり県知事の許可を得なければなりません。